

平成12年2月1日	制 定（空事第17号、空機第91号、空航第102号）
平成13年1月6日	一部改正（空総第1号）
平成18年7月10日	一部改正（国空総第408号）
平成30年9月20日	一部改正（国空総第768号）
平成30年11月9日	一部改正（国空総第1032号）
平成31年1月11日	一部改正（国空総第1307号）
平成31年3月15日	一部改正（国空総第1660号）
令和3年1月27日	一部改正（国空総第935号）
令和4年3月10日	一部改正（国空安企第431号）
令和7年3月28日	一部改正（国官参戦第228号）

国土交通省航空局長

航空運送事業及び航空機使用事業の許可並びに 事業計画変更の認可及び届出の取扱要領

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第100条の規定による航空運送事業の許可並びに法第109条の規定による航空運送事業の事業計画の変更の認可及び届出並びに法第123条の規定による航空機使用事業の許可並びに法第109条を準用する法第124条の規定による航空機使用事業の事業計画の変更の認可及び届出の取扱いについては以下のとおりとする。

I 航空運送事業

1. 法第100条の規定による航空運送事業の許可関係

1. 1. 申請書及び添付書類

(1) 法第100条第2項の規定による申請書は、様式1のとおりとする。

(2) 法第100条第4項の規定による添付書類

① 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第210条第3項第1号イの規定による説明は、以下のとおりとする。

1) 法第101条第1項第1号及び第3号の基準関係

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）（以下「審査要領」という。）Ⅱ. 2. に従うものとする。

2) 法第101条第1項第2号の基準関係

ア) 組織、業務分掌等、事業の実施体制の概要（審査要領Ⅱ. 2. に規定するものを除く。）

イ) 締結する損害賠償保険契約の概要

ウ) 業務委託について、委託する業務の範囲及び内容、業務分担体制等、業務委託体制の概要（審査要領Ⅱ. 2. に規定するものを除く。）

3) 法第101条第1項第4号の基準関係

計画している国際航空運送事業に係る航行が、外国との間に締結された航空に関する協定その他の国際約束に適合していることの説明

4) 法第101条第1項第5号の基準関係

ア) 申請者（法人の場合はその役員）の履歴書、国籍の明記された身分証明書（パスポート等）、住民票、戸籍抄本

イ) 申請者が法人である場合には株主の概要等、議決権の状況の説明

- ② 規則第210条第3項第1号口の規定による資金計画は、様式2の通りとする。
- ③ 規則第210条第3項第1号ハの規定による国内定期航空運送事業を經營する場合の必要書類は様式3のとおりとする。
- ④ 規則第210条第3項第1号ニの規定による旅客及び貨物の取扱予定数量は、様式4のとおりとする。
- ⑤ 法人にあつては、定款及び商業登記簿の謄本並びに3年分の損益計算書、貸借対照表及び營業報告書を提出するものとする。

1. 2. 審査基準

- (1) 法第101条第1項第1号及び第3号に係る審査基準（1. 2. (3)の審査基準を除く。）

審査要領Ⅲ. 及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（保安関係）」Ⅲ. に従うものとする。

- (2) 法第101条第1項第2号に係る審査基準

- ① 航空運送事業を責任をもって円滑かつ的確に実施できる体制が整っていること。
- ② 航空事故の際に必要な損害賠償のために適切な保険契約が締結されていること。
- ③ 業務委託を行う場合には、委託する業務の実施にあたり責任体制が明確になっていること。また、申請者が責任をもって当該業務を管理する体制が整っていること（審査要領Ⅰ. 3. に規定するものを除く。）。
- ④ 規則第210条第1項第8号に該当する場合には、「航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（バリアフリー関係）」Ⅲ. に従うものとする。
- ⑤ 国際航空運送事業を經營しようとする場合であつて、法第111条第1項を認可を受けて他の航空運送事業者と法第110条第2号の協定を締結して共同運送を行おうとするときは、旅客又は荷主に対し、当該共同運送に係る運送サービスの内容その他旅客又は荷主の円滑な利用に必要な事項が、以下のとおり適切かつ十分な形で明示されていること。

1) 時刻表、チェック・イン・カウンターにおける時刻板表示、CRS (Computer Reservation System) 表示等において、当該便が共同運送便であること及び実際の運航を行う航空運送事業者の氏名並びに当該共同運送便における運送サービスの具体的内容（例えば、共同運送事業者の客室乗務員の搭乗の有無）について明示していること。

2) 予約・航空券の発券等にあつては、旅客又は荷主に対して直接に当該共同運送に係る運送サービスの内容を伝達する体制が整っていること。特に、旅客又は荷主がチェックインの手続きを行うターミナルについては、以下の方法により旅客又は荷主に対し明示する体制が整っていること。

ア) 航空券にチェックインを行うターミナルを明記した文書を貼付する。

イ) 予約又は航空券の発券の際に、実際にチェックインを行うターミナルを記載した文書を添付する。

- ⑥ 規則第210条第2項第3号に該当する場合には、「航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（地球温暖化対策関係）」Ⅲ. に従うものとする。

- (3) 法第101条第1項第3号に係る審査基準

事業を經營するために必要な資金の見積りが適切であつて、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

- (4) 法第101条第1項第4号に係る審査基準

国際航空運送事業を經營しようとする場合には、当該事業の計画が、航空に関する協定その他の国際約束がある場合には当該国際約束に定められた内容（乗り入れ地点、輸送力、運航形態等）に適合していること。

(5) 法第101条第1項第5号に係る審査基準

申請者が、法第101条第1項第5号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

2. 法第109条の規定による事業計画の変更の認可関係

2. 1. 申請書

法第109条第1項の規定による事業計画変更認可申請書は様式5のとおりとする。

2. 2. 審査基準

法第109条第2項の規定による事業計画の変更認可の審査基準は、1. 2. に規定する審査基準を準用する。

3. 法第109条の規定による事業計画の届出関係

法第109条第3項の規定による事業計画変更事前届出書及び法第109条第4項の規定による事業計画変更事後届出書は、それぞれ様式6及び様式7のとおりとする。

II. 航空機使用事業

1. 法第123条の規定による航空機使用事業の許可関係

1. 1. 申請書及び添付書類

(1) 法第123条において準用する法第100条第2項の規定による申請書は、様式8のとおりとする。

(2) 法第123条において準用する法第100条第4項の規定による添付書類

① 規則第227条第2項第1号イの規定による説明は、以下のとおりとする。

1) 法第101条第1項第1号及び第3号の基準関係

審査要領Ⅱ. 2. に従うものとする。

2) 法第101条第1項第2号の基準関係

ア) 組織、業務分掌等、事業の実施体制の概要（審査要領Ⅱ. 2. に規定するものを除く。）

イ) 締結する損害賠償保険契約の概要

ウ) 業務委託について、委託する業務の範囲及び内容、業務分担体制等、業務委託体制の概要（審査要領Ⅱ. 2. に規定するものを除く。）

3) 法第101条第1項第5号の基準関係

ア) 申請者（法人の場合はその役員）の履歴書、国籍の明記された身分証明書（パスポート等）、住民票、戸籍抄本

イ) 申請者が法人である場合には株主の概要等、議決権の状況の説明

② 規則第227条第2項第1号ロの規定による資金計画は、様式9の通りとする。

③ 規則第227条第3項第1号ハの規定による請負行為別の取扱予定数量は、様式10のとおりとする。

④ 法人にあっては、定款及び商業登記簿の謄本並びに3年分の損益計算書、貸借対照表及び営業報告書を提出するものとする。

1. 2. 審査基準

(1) 法第101条第1項第1号及び第3号に係る審査基準（1. 2. (3) の審査基準を除く。）

審査要領Ⅲ. 及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（保安関係）」Ⅲ. に従うものとする。

(2) 法第101条第1項第2号に係る審査基準

- ① 航空機使用事業を責任をもって円滑かつ的確に実施できる体制が整っていること。
- ② 航空事故の際に必要な損害賠償のために適切な保険契約が締結されていること。
- ③ 業務委託を行う場合には、委託する業務の実施にあたり責任体制が明確になっていること。また、申請者が責任をもって当該業務を管理する体制が整っていること（審査要領Ⅲ. に規定するものを除く。）。

(3) 法第101条第1項第3号に係る審査基準

事業を営営するために必要な資金の見積りが適切であって、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

(4) 法第101条第1項第5号に係る審査基準

申請者が、法第101条第1項第5号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

2. 法第124条において準用する法第109条の規定による事業計画の変更の認可関係

2. 1. 申請書

法第124条において準用する法第109条第1項の規定による事業計画変更認可申請書は、様式5のとおりとする。

3. 審査基準

法第124条において準用する法第109条第2項の規定による事業計画の変更認可の審査基準は、1. 2. に規定する審査基準を準用する。

4. 法第124条において準用する法第109条の規定による事業計画の届出関係

法第124条において準用する法第109条第3項の規定による事業計画変更事前届出書及び法第109条第4項の規定による事業計画変更事後届出書は、それぞれ様式6及び様式7のとおりとする。

附 則（平成12年2月1日空事第17号、空機第91号、空航第102号）

1. この要領は、平成12年2月1日から適用する。
2. 「国内定期航空運送事業に係る免許を申請する際に必要とされる書類及びその作成に当たって留意すべき事項について」（平成9年11月21日空事第591号）、「我が国航空運送事業者（定期及び不定期航空運送事業者）によるウェットリースの導入について」（昭和62年4月15日空事第135号）、「我が国定期航空運送事業者による外国航空運送事業者に対する運航の委託の実施について」（平成3年5月8日空事第295号、空航第401号、空検第591号、空乗第93号）、「二地点間旅客輸送の実施承認基準について」（平成60年12月26日空事第477号、空航第1010号）及び「二地点間ヘリ輸送の実施承認基準について」（昭和60年12月26日空事第478号、空航第1011号）は廃止する。ただし、「二地点間旅客輸送の実施承認基準について」5. (1)イc、5. (1)ロc、7. ～9. 及び11. (2)並びに「二地点間ヘリ輸送の実施承認基準について」5. (1)イc、5. (1)ロc、6. ～8. 及び10. (2)については、平成12年7月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則（平成13年1月6日空総第1号）

この通達は、平成13年1月6日より適用するものとする。

附 則（平成18年7月10日国空総第408号）

この通達は、平成18年8月1日より適用するものとする。

附 則（平成30年9月20日国空総第768号）

この通達は、平成30年10月1日より適用するものとする。

附 則（平成30年11月9日国空総第1032号）

この通達は、平成30年11月9日より適用するものとする。

附 則（平成31年1月11日国空総第1307号）

この通達は、平成31年1月15日から適用する。

附 則（平成31年3月15日国空総第1660号）

この通達は、平成31年3月15日から適用する。

附 則（令和3年1月27日国空総第935号）

この通達は、令和3年1月27日から適用する。

附 則（令和4年3月10日国空安企第431号）

この通達は、令和4年3月10日から適用する。

附 則（令和7年3月28日国官参戦第228号）

この通達は、令和7年4月1日から適用する。

(様式1)

番 年 月 日 号

国土交通大臣
殿

申請者の名称及び
その代表者氏名

航空運送事業許可申請書

今般、航空運送事業の許可を受けたいので、航空法（昭和27年法律第231号）第100条及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第210条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
法人の場合、その代表者の氏名
住 所

2. 事業計画

- (1)事業活動を行う主たる地域
(例) 日本国内
東南アジア

(2)使用航空機の国籍、型式及び登録記号

国 籍 及 び 登 録 記 号	型 式

(3)航空機の運航管理の施設及び航空機の整備の施設の概要

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）Ⅱ. 1. に従うものとする。

(4)運航管理の施設及び整備の施設ごとの運航管理又は整備を行う使用航空機の型式

① 運航管理施設

基 地 名	型 式

② 整備施設

基 地 名	型 式

(5)国際航空運送事業を經營するかどうかの別

經營する・經營しない

(6)国内定期航空運送事業を經營するかどうかの別

經營する・經營しない

(7)危害行為防止措置の内容

「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（保安関係）」Ⅱ. に定める事項を記載した航空運送事業者保安計画を添付する。

(8)移動支援措置の内容

「航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（バリアフリー関係）」Ⅱ. 2. の別紙様式のとおり

(9)部品等脱落防止措置の内容

「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」Ⅱ. 2. 11に定める事項を記載した書類を添付する。

(10)部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に生じた損害の被害者の保護に関する事項

署名をした「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」（2月28日締結）の写し又は当該協定書に対する同意書を添付する。

3. 国際航空運送事業に関する事項

(1) 路線ごとの使用飛行場、運航回数、発着日時及び使用航空機の型式

路 線 名	（例）東京－サンフランシスコ		
運 航 回 数	（例）毎日2往復／週間3往復（月・水・金）		
使用飛行場	成田 → （ ） → （ ） → （ ） → （ ）		
発 着 日 時	（ 曜日） 00:00発 00:00着 00:00発 00:00着 00:00発		
使用航空機の型式			

(2) 共同運送に係る事項

① 共同運送を行う区間並びに相手方の氏名又は名称及び住所（注1）

区 間	相手方の氏名又は名称及び住所
（例） 成田－ロサンゼルス 成田－ダラス ダラスを起点とする米国内路線	（氏名又は名称） （住所）

② 旅客又は荷主に対する共同運送の内容に関する情報の提供の方法（注2）

(3)二酸化炭素排出量の把握及び報告に関する事項

「航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（地球温暖化対策関係）」

Ⅱ.1. 又はⅡ.2で定める様式のとおり

(注1)

(1) 規則第210条第2項第2号イの規定に基づく共同運送を行う区間については、個々の路線について発着地、経由地を具体的に記載することとする。ただし、少なくとも乗り入れ地点及び輸送力の点において、外国との間の協定その他の国際約束に抵触しないことが明白であると認められる場合には、一の地点を起点とする国内路線等の記載を認めることとする。ただし、この場合には、外国国内路線については、月ごとに具体的な区間に係る事項を届出ることとする。

(2) 規則第210条第2項第2号イの規定に基づく共同運送を行う相手方の住所については、相手方が外国の航空運送事業者の場合は、その国内における主たる営業所についても併せて記載することとする。

(注2) 規則第210条第2項第2号ロの規定に基づく共同運送の内容に係る情報提供の方法については、少なくとも以下の点について記載することとする。なお、情報提供を行う設備、媒体等の写真又は図、利用者に配布する書類の写し等情報提供方法が明確に把握できる資料を添付する。

(1) 時刻表、チェックインカウンターにおける時刻板表示、C R S (Computer Reservation System) 表示等利用者に対し情報の提供を行う設備、媒体等における情報提供方法

(2) 予約又は航空券の発券の際に、利用者に対して行う情報提供方法

(様式2)

事業を經營するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法

必要資金の総額 〇〇〇百万円

内 訳 設 備 費 〇〇〇百万円
 創開業費 〇〇〇百万円
 運転資金 〇〇〇百万円
 (注) 内訳及び算出の根拠を添付すること

資 金 調 達 方 法 自己資金 (資本金) 〇〇〇百万円

申請時資本金 〇〇〇百万円
令和〇年〇月増資予定 〇〇〇百万円
令和〇年〇月増資予定 〇〇〇百万円

出資予定者 令和〇年〇月 ◎◎◎◎
 令和〇年〇月 ◎◎◎◎

借 入 金

申請時借入金 〇〇〇百万円
令和〇年〇月借入予定 〇〇〇百万円
令和〇年〇月借入予定 〇〇〇百万円

融資予定者 令和〇年〇月 ◎◎◎◎
 令和〇年〇月 ◎◎◎◎

事業収支見積

(単位：百万円)

区 分				R	R	R	R	R
収 入	営 業 収 入	旅 貨 郵 送 収 入	客 物 便 他 営 収 入					
		営 業 収 入 合 計						
	入	営 業 外 収 入						
		収 入 合 計						
費 用	営 業 費 用	燃 料 滑 油 費 (燃 料 税 含)	空 港 機 使 材 備 員 人 件					
		航 空 航 運 客 運 運 營 一 代 理 店 手 数						
	営 業 費 用 合 計							
	営 業 外 費 用							
費 用 合 計								
当 期 損 益 (累 計)								
法 人 税 等								
税 引 後 利 益 (累 計)								

資 金 計 画

(単 位 : 百万円)

年 度	R	R	R	R	R
前 年 繰 越 金					
資 本 金					
借 入 金 (長 期)					
借 入 金 (短 期)					
税 引 後 利 益					
減 価 償 却 引 当 金					
合 計					
設 備 投 資					
創 開 業 費					
借 入 金 返 済					
利 益 金 等 処 分					
次 年 繰 越 金					
合 計					

(様式3) 国内定期航空運送事業に係る事項

運航予定路線	運航開始予定日	運航予定回数
	令和 年 月 日	便／日
	令和 年 月 日	便／日
	令和 年 月 日	便／日

(様式4) 旅客及び貨物の取扱予定数量

路線名 _____

年 度	R	R	R	R	R
旅客 (人)					
貨物 (トン)					

(様式5)

番 号
年 月 日

国土交通大臣
殿

申請者の名称及び
その代表者氏名

事業計画変更認可申請書

今般、事業計画の変更の認可を受けたいので、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第109条（法第124条において準用される場合を含む。）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第220条（規則第229条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
法人の場合、その代表者の氏名
住 所

2. 変更しようとする事項

（注）別紙として、新旧対照表を添付すること。

3. 実施予定日
令和 年 月 日

4. 変更を必要とする理由

(様式6)

番 号
年 月 日

国土交通大臣
殿

申請者の名称及び
その代表者氏名

事業計画変更事前届出書

今般、事業計画を変更いたしますので、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第109条（法第124条において準用される場合を含む。）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第220条の2（規則第229条において準用される場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
法人の場合、その代表者の氏名
住 所
2. 変更しようとする事項

（注）別紙として、新旧対照表を添付すること。

3. 実施予定日
令和 年 月 日

(様式7)

番 号
年 月 日

国土交通大臣
殿

申請者の名称及び
その代表者氏名

事業計画変更事後届出書

今般、事業計画を変更いたしましたので、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第109条（法第124条において準用される場合を含む。）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第220条の2（規則第229条において準用される場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
法人の場合、その代表者の氏名
住 所
2. 変更した事項

（注）別紙として、新旧対照表を添付すること。

3. 実施日
令和 年 月 日

(様式8)

番 号
年 月 日

国土交通大臣
殿

申請者の名称及び
その代表者氏名

航空機使用事業許可申請書

今般、航空機使用事業の許可を受けたいので、航空法（昭和27年法律第231号）第123条において準用する法第100条及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第227条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
法人の場合、その代表者の氏名
住 所

2. 事業計画

- (1)事業活動を行う主たる地域

(例) 日本国内
東南アジア

- (2)使用航空機の国籍、型式及び登録記号

国 籍 及 び 登 録 記 号	型 式

- (3)航空機の運航管理の施設及び航空機の整備の施設の概要

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領要領（安全関係）Ⅱ. 1. に従うものとする。

- (4)運航管理の施設及び整備の施設ごとの運航管理又は整備を行う使用航空機の型式

① 運航管理施設

基 地 名	型 式

② 整備施設

基 地 名	型 式

(5)危害行為防止措置の内容

「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（保安関係）」Ⅱ. に定める事項を記載した航空機使用事業者保安計画を添付する。

(6)部品等脱落防止措置の内容

「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」Ⅱ. 2. 11の内容を記載した書類を添付する。

(7)部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に生じた損害の被害者の保護に関する事項

「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」（2月28日締結）に対する同意書を添付する。

(様式9)

事業を經營するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法

必要資金の総額 〇〇〇百万円

内 訳 設 備 費 〇〇〇百万円
 創開業費 〇〇〇百万円
 運転資金 〇〇〇百万円

(注) 内訳及び算出の根拠を添付すること

資金調達方法 自己資金（資本金） 〇〇〇百万円

申請時資本金 〇〇〇百万円
令和〇年〇月増資予定 〇〇〇百万円
令和〇年〇月増資予定 〇〇〇百万円

出資予定者 令和〇年〇月 ◎◎◎◎
 令和〇年〇月 ◎◎◎◎

借 入 金

申請時借入金 〇〇〇百万円
令和〇年〇月借入予定 〇〇〇百万円
令和〇年〇月借入予定 〇〇〇百万円

融資予定者 令和〇年〇月 ◎◎◎◎
 令和〇年〇月 ◎◎◎◎

事業収支見積

(単位：百万円)

年 度			R	R	R
収 入	営 業 収 入	* 予定される請負事業ごとの収入を記載すること。 (例) 撮影事業収入			
	営 業 収 入 合 計				
	営 業 外 収 入				
	収 入 合 計				
費 用	営 業 費 用	燃料滑油費(燃料税含) 空港使用料 航空機材維持費 整備費 運航部門費 営業部門費 一般管理費			
	営 業 費 用 合 計				
	営 業 外 費 用				
	費 用 合 計				
当 期 損 益 (累 計)					
法 人 税 等					
税 引 後 利 益 (累 計)					

資 金 計 画

(単 位 : 百万円)

年 度	R	R	R
前 年 繰 越 金 資 本 金 借 入 金 (長 期) 借 入 金 (短 期) 税 引 後 利 益 減 価 償 却 引 当 金 合 計			
設 備 投 資 創 開 業 費 借 入 金 返 済 利 益 金 等 処 分 次 年 繰 越 金 合 計			

(様式10) 請負行為別の取扱予定数量

	R	R	R
(例) 農薬散布	時間	時間	時間